

財 関 第 1 6 3 号
平成 22 年 2 月 17 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大 藤 俊 行

関税法基本通達等の一部改正について

輸出入・港湾関連情報処理システムへの航空貨物通関情報処理システムの統合及び税関手続申請システムの廃止等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 2 月 21 日（下記第 12 から第 19 までは平成 22 年 2 月 22 日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、この通達の実施に伴い、開庁時間外事務の執行を求める届出手続の当面の取扱いについて（平成 20 年 3 月 31 日財関第 352 号）は廃止する。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

- 1 . 税関様式 C 第 1005 号を別紙 2 - 1 のように改める。
- 2 . 税関様式 C 第 1105 号を別紙 2 - 2 のように改める。
- 3 . 税関様式 C 第 1106 号を別紙 2 - 3 のように改める。
- 4 . 税関様式 C 第 1107 号を別紙 2 - 4 のように改める。
- 5 . 税関様式 C 第 2240 号を別紙 2 - 5 のように改める。
- 6 . 税関様式 C 第 9160 号を別紙 2 - 6 のように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 2 - 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 國際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて（昭和 62 年 4 月

8日蔵関第353号)の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて(平成8年4月17日蔵関第336号)の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第243号)の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第249号)の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて(平成14年7月26日財関第598号)の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて(平成15年8月22日財関第889号)の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて(平成17年8月22日財関第1059号)の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第10 支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について(平成20年5月22日財関第591号)の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて(平成20年6月13日財関第678号)の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第12 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第13 輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第241号)の一部を次のように改正する。

別紙13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう

に改める。

第 14 輸入通関事務処理体制について(平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号)の一部を次のように改正する。

別紙 14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 15 システム導入官署における輸出通関事務処理体制についての一部を次のように改正する。

別紙 15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 16 システム導入官署における輸入通関事務処理体制についての一部を次のように改正する。

別紙 16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 17 玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙 17「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 18 支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部を次のように改正する。

別紙 18「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 19 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙 19「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。